

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

三重国民年金 事案 1166

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間当時は、父親の経営する会社に就職し、両親と私の三人分の国民年金保険料を納めていた。申立期間について、私の保険料だけが未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付状況をみると、申立期間直前の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料が同年 7 月に過年度納付されており、その時点で、申立期間は現年度納付対象期間である上、63 年 4 月から同年 8 月までの保険料については、平成元年 8 月に過年度納付されているが、その時点で、申立期間の一部についても過年度納付可能であった。

以上の状況に加えて、申立期間が 6 か月と短期間であることや、申立期間を除く国民年金加入期間に未納は無いことなどを勘案すると、申立期間について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1167

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から56年3月まで
昭和57年6月の婚姻後、自営の店にA市の集金人が訪れ、私たち夫婦の過去の未納の国民年金保険料を何回かに分けて遡って支払っていた。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、婚姻後、A市の集金人に申立期間の国民年金保険料を遡及納付していたとしているが、申立人夫婦が婚姻した昭和57年6月の時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間の一部は、婚姻の時点で、過年度保険料として国民年金保険料を遡及納付可能な期間であるが、申立人夫婦に聴取しても、遡及納付した金額や納付書のやりとり等についての具体的な供述を得ることはできず、国民年金保険料の遡及納付の状況が不明である。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を遡及納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1168

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年3月まで
昭和57年6月の婚姻後、自営の店にA市の集金人が訪れ、私たち夫婦の過去の未納の国民年金保険料を何回かに分けて遡って支払っていた。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、婚姻後、A市の集金人に申立期間の国民年金保険料を遡及納付していたとしているが、申立人夫婦が婚姻した昭和57年6月の時点では、申立期間は全て時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人夫婦に聴取しても、遡及納付した金額や納付書のやりとり等についての具体的な供述を得ることはできず、国民年金保険料の遡及納付の状況が不明である。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を遡及納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1169

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から16年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年7月から16年1月まで
申立期間については、施設に入所していた。出所後、A市役所にこの期間の国民年金保険料の免除申請を提出したつもりであるが、はっきりとは覚えていない。何か手続はしたので、申立期間の申請免除について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年1月に申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を行ったとしているが、制度上、遡及して免除申請手続を行うことはできないため、同年同月の時点で手続を行った場合であっても、申立期間の大部分は免除申請の対象とならず、申立内容に不合理な点がみられる。

また、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の免除申請の状況について、A市及び同市を管轄する年金事務所においては、当時の書類は保存期限を過ぎており、資料は残っていないため、免除申請の状況が確認できない上、同市の申立人に係る国民年金被保険者記録をみても、申立期間について免除申請手続が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人は免除申請の承認通知書を受け取った記憶は無いとしている上、ほかに国民年金保険料を免除申請したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1170

第1 委員会の結論

申立人の平成21年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月
申立期間の国民年金保険料は、A役場（現在は、B事務所）で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB事務所で納付したとしているが、当該期間は、保険料の収納事務が国に一元化された後の期間であり、同所において保険料を納付することはできない。

また、申立期間は基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金の事務が行われるようになったことに加え、上述のとおり、国へ収納事務が一元化された後の期間でもあり、国民年金保険料収納事務における事務処理の電算化が一層促進されていたことを踏まえると、年金記録管理に過誤が生ずることは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

昭和56年5月にA市役所で国民年金の加入手続をした際、窓口の担当職員から、「昭和55年の誕生日まで遡って払っておかないと、将来、年金が満額もらえず減額されるので、遡って払っておいたほうが良い。」と言われ、申立期間の6か月分の国民年金保険料を遡って払った覚えがある。申立期間の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年5月に国民年金加入手続を行い、その際、申立期間の国民年金保険料を遡及納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は57年2月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和56年4月1日となっており（オンライン記録は、平成22年12月に、厚生年金保険被保険者記録との統合により、資格取得日が昭和56年5月1日に訂正されている。）、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立人の昭和56年4月以降の国民年金保険料は、57年2月に払い出された国民年金手帳記号番号により納付されていることから、申立人は、国民年金加入手続後、56年4月まで遡及して保険料を納付していることがうかがわれ、申立人が、こうした遡及納付を申立期間の保険料について納付したものと錯誤している可能性も考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月頃から 50 年 4 月頃まで
② 昭和 50 年 4 月頃から 53 年頃まで
③ 昭和 57 年 12 月頃から 59 年 10 月 8 日まで

申立期間①においてA社に勤務し、続けて、申立期間②においてB社に勤務していた。また、申立期間③はC社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A社は昭和 40 年 11 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の代表取締役は既に他界しているため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができない上、申立人が同社で一緒に勤務していたと主張している同僚に聴取したところ、「A社では厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、国民年金に加入していた。」と供述している。

申立期間②について、申立人が、A社からB社と一緒に転職したと主張している同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚に照会したものの、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、B社は平成元年 12 月に解散しており、同社の元代表取締役に照会したものの、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関係資料や供述を得ることはできな

かった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和50年4月1日資格取得）から*番（昭和53年10月20日資格取得）までに、申立人の氏名は無く、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③について、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚に照会したものの、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、C社の元代表取締役等に照会したものの、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、C社の社員は20人ぐらいであったと主張しているところ、同社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③における同社の被保険者数は12人であることが確認できる上、申立人が記憶している2人の同僚の被保険者記録も見当たらないことを踏まえると、当該期間当時、同社においては、全ての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和57年12月6日資格取得）から*番（昭和59年11月20日資格取得）までに、申立人の氏名は無く、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。